

第112回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

場所

オービック御堂筋ビル2階
オービックホール
大阪市中央区平野町4丁目2番3号

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、インターネットまたは郵送（議決権行使書）により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場は慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第112回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役7名選任の件	8
第4号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入および 取締役の報酬額改定の件	13
添付書類	
事業報告	20
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

議決権行使期限

インターネットまたは郵送（議決権行使書）による議決権行使期限
2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで
※機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ダイワハウスホールディングス株式会社

証券コード 3107

株主各位

(証券コード 3107)
2022年6月7日

大阪府中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワホールディングス株式会社
代表取締役社長 西村幸浩

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、インターネットまたは郵送(議決権行使書)により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場は慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時(8時45分開場)
- ② 場 所 大阪府中央区平野町4丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
- ③ 目的事項
- 報告事項 1. 第111期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第111期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入および取締役の報酬額改定の件
- ④ 招集にあたっての決定事項
- (1) インターネットおよび郵送(議決権行使書)の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

＜ご案内＞株主総会資料は、自社のウェブサイトへの掲載によって提供されることになります

2022年9月1日より、株主総会資料の電子提供制度が施行されます。電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は上場会社に対して強制適用されることから、**当社では、次回(2023年6月)の株主総会から**、電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集ご通知(当社ウェブサイトに掲載したことおよび当該ウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ)のみをお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度が適用される**次回(2023年6月)以降**の株主総会において、株主総会資料を書面で受領されたい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきまして、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。
※電子提供制度に関するウェブサイト(<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>)も併せてご参照ください。

ご来場の自粛検討のお願い

本年度の株主総会においても、規模の縮小や所要時間の短縮など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めたくえで開催をしております。株主の皆様も感染予防の観点からご来場については慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、インターネットまたは郵送（議決権行使書）によって議決権を行使することができますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

＜ご来場される株主の皆様へ＞

会場内でのマスクの着用やアルコール消毒液の使用等にご協力をいただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

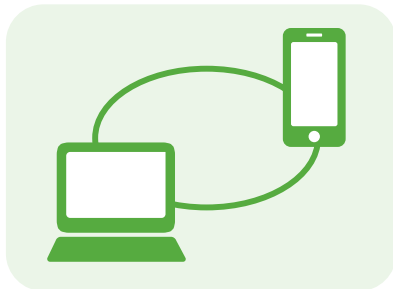
※今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

ご 推 奨

インターネットで
議決権を行使



行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分受付分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

書面で議決権を行使

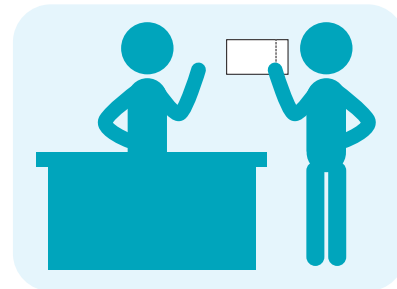


行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

株主総会ご出席



開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

機関投資家の皆様へ (議決権電子行使プラットフォームについて)

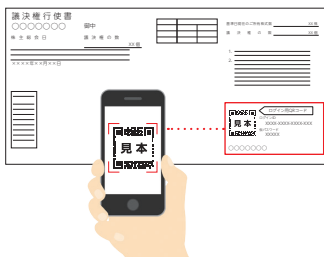
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

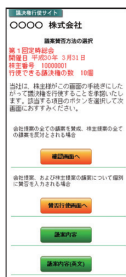
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

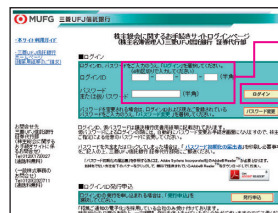
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

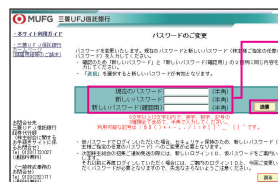
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金30円 総額2,853,100,500円
なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金60円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>第15条(電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(附則)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

<定款一部変更の件に関する補足説明>

2022年9月1日より、株主総会資料の電子提供制度が施行されます。電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は上場会社に対して強制適用されることから、**当社では、次回(2023年6月)の株主総会から、**電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集ご通知(当社ウェブサイトに掲載したことおよび当該ウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ)のみをお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度が適用される**次回(2023年6月)以降**の株主総会において、株主総会資料を書面で受領されたい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきまして、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

※電子提供制度に関するウェブサイト(<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>)も併せてご参照ください。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	年齢 (在任期間)	当社における地位、担当
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="text-align: center;">にし むら ゆき ひろ 西 村 幸 浩</div> </div>	男性	60歳 (5年)	代表取締役社長 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="text-align: center;">やす だ みつ しげ 安 田 充 成</div> </div>	男性	56歳 (1年)	取締役 経営管理担当
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="text-align: center;">い がり つかさ 猪 狩 司</div> </div>	男性	58歳 (-)	経営戦略副担当 兼 経営戦略室長
4	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 2px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="background-color: #6b8e23; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="background-color: #7ed321; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">ど ひ けん いち 土 肥 謙 一</div>	男性	72歳 (6年)	取締役
5	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 2px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="background-color: #6b8e23; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="background-color: #7ed321; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">なか むら かず ゆき 中 村 一 幸</div>	男性	73歳 (4年)	取締役
6	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 2px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="background-color: #6b8e23; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="background-color: #7ed321; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">よし まる ゆ き こ 吉 丸 由 紀 子</div>	女性	62歳 (1年)	取締役
7	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 2px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="background-color: #6b8e23; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="background-color: #7ed321; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">ふじ き たか こ 藤 木 貴 子</div>	女性	52歳 (1年)	取締役

候補者番号

1

にしむら ゆきひろ

西村 幸浩

再任

1961年 6月14日生 60歳

所有する当社株式の数 24,000株

在任期間 5年

取締役会の出席状況 17回/17回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2006年 6月 同社取締役
2012年 4月 同社常務取締役
2012年 6月 当社常務執行役員
2017年 6月 当社取締役常務執行役員 グループ本社担当
ダイワボウ情報システム(株) 取締役
2018年 6月 当社取締役専務執行役員
2020年 4月 当社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム(株) 監査役
大和紡績(株) 監査役
(株)オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年から当社の取締役常務執行役員、2018年からは当社の取締役専務執行役員、2020年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

やすだ みつしげ

安田 充成

再任

1966年 1月5日生 56歳

所有する当社株式の数 6,465株

在任期間 1年

取締役会の出席状況 13回/13回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2020年 6月 同社取締役 管理本部長
2021年 4月 同社取締役 管理本部担当
2021年 6月 当社取締役 経営管理担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、長年にわたる営業部門、管理部門における豊富な業務経験と高い見識を有しております。2020年から同社の取締役を務め、2021年からは当社の取締役を務めており、経営全般および財務管理の知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

い が り
猪狩

つかさ
司

新任

1964年 1 月22日生 58歳

所有する当社株式の数 2,900株



略歴、当社における地位、担当

1994年11月 ダイワボウ情報システム(株)入社
 2006年 4 月 同社東日本営業部長
 2009年 4 月 同社販売推進部長 兼 マーケティング部長
 2012年 4 月 同社営業企画部長
 2015年 4 月 ディーアイエスサービス&サポート(株) (現 ディーアイエスサービス&ソリューション(株))
 物流・事業推進部長
 2020年 4 月 当社財務管理室主席部員
 2020年10月 当社 I R・広報室長
 2021年 6 月 当社経営戦略副担当 兼 I R・広報室長
 2022年 4 月 当社経営戦略副担当 兼 経営戦略室長、現在に至る

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、営業部門、仕入部門、企画部門、物流部門における長年にわたる業務経験と見識を有しております。2020年から当社の I R・広報室長、2021年からは当社の経営戦略副担当、2022年からは当社の経営戦略室長を務めており、その経験や知見を職務に活かせると判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ど ひ けん いち
土肥 謙一

再任

社外

独立役員

1950年 1 月28日生 72歳

所有する当社株式の数 4,400株

在任期間 6年

取締役会の出席状況 17回/17回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1973年 4 月 住友商事(株)入社
 2004年 4 月 住商テキスタイル(株) (現 (株)STX) 代表取締役社長
 2007年 8 月 住商モンブラン(株) 代表取締役社長
 2016年 6 月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

繊維業界の会社経営者として培われた豊富な国内外における経験および幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役役に選任された場合の役割として、特に繊維業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況、ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

なかむら かずゆき

中村 一幸

再任

社外

独立役員

1948年 6月28日生 73歳

所有する当社株式の数 3,200株

在任期間 4年

取締役会の出席状況 17回/17回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1971年 4月 三菱電機(株)入社
 2006年 4月 同社常務執行役
 2009年 4月 同社代表執行役専務
 2010年 4月 同社代表執行役副社長
 2018年 6月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特にICT業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

6

よしまる ゆきこ

吉丸由紀子

再任

社外

独立役員

1960年 2月1日生 62歳

所有する当社株式の数 800株

在任期間 1年

取締役会の出席状況 13回/13回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 沖電気工業(株)入社
 1998年 4月 Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業(株) ニューヨーク事務所長
 2004年10月 日産自動車(株) ダイバーシティディベロップメントオフィス室長
 2008年 4月 (株)ニフコ入社
 2011年 6月 同社執行役員
 2018年 4月 積水ハウス(株) 社外取締役、現在に至る
 2019年 6月 三井化学(株) 社外取締役、現在に至る
 2021年 6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

積水ハウス(株) 社外取締役
 三井化学(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国内外の企業役員としての経験、ダイバーシティ分野における知識・経験を有することに加えて、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社の持続的な企業価値向上に不可欠な、ガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて監督と助言を行っていただくことを期待しております。



略歴、当社における地位、担当

1993年11月 インテル(株)入社
 2005年10月 同社経営企画・ビジネスオペレーショングループ統括部長
 2013年1月 同社執行役員 グローバル営業本部長
 2019年5月 グーグル(同) 執行役員 営業本部長、現在に至る
 2021年6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

グーグル(同) 執行役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界において世界的に大きな地位を占める企業における豊富な知識・経験を有し、培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社主力のITインフラ流通事業を中心としたグループの成長戦略や、グループ全体の経営管理のICT化に向けた監督と助言を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、土肥謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、(株)STXおよび住商モンブラン(株)は、当社の子会社である大和紡績(株)の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 4. 当社は、中村一幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、三菱電機(株)は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム(株)の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 5. 当社は、吉丸由紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、沖電気工業(株)、三井化学(株)は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム(株)、大和紡績(株)の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 6. 当社は、藤木貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、インテル(株)およびグーグル(同)は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム(株)の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 7. 土肥謙一氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 8. 中村一幸氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 9. 吉丸由紀子、藤木貴子の両氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 10. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏の再任が承認された場合、当社は、4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 11. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案とおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入および取締役の報酬額改定の件

本議案は、当社および子会社3社（ダイワボウ情報システム(株)、大和紡績(株)、(株)オーエム製作所。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、対象会社の非常勤取締役、および国内非居住者を除く。以下同じ。以下「対象取締役」という。）を対象に、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を願います。本制度は、2020年6月26日開催の第110回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の基本報酬の上限金額（年額2億3,700万円以内(うち社外取締役分は年額3,600万円以内)）および業績連動型報酬（年額9,100万円以内(社外取締役を除く)）とは別枠を設けて、対象取締役に對して株式報酬を支給するものであります。

なお、本議案によりご承認いただく当社の業績連動型株式報酬のため拠出する金員の上限額は1事業年度あたり2,100万円、当社の取締役に交付が行われる当社株式の株式数の上限は1事業年度あたり13,000ポイント（1ポイントは当社普通株式1株）となります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付けを図るとともに、単年度計画で掲げる業績目標達成の意欲を高めることおよび、株主の皆様との利益共有を一層進めることを目的としており、導入は相当であると考えております。なお、本制度の導入については、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会および取締役会における審議を経ております。また、現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であります。第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役7名（うち社外取締役4名）となり、本制度の対象となる当社の取締役の員数は3名となります。

本制度の導入とともに、上記の取締役の基本報酬の上限金額につきましても、年額2億3,700万円以内（うち社外取締役分は年額3,600万円以内）より、年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額9,000万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

当社はこれまでもガバナンス強化と持続的な成長の実現に向け、独立社外取締役を増員するなど取締役会の監督機能を強化してまいりました。今後も、独立社外取締役を中心に、優秀な人材を獲得・保持するため、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を実現するためには、将来的に現行の上限金額では不足が生じ、機動的な運用が困難になると想定しております。

これらの事情を鑑みまして、取締役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

基本報酬の改定については、現在の取締役会の構成、上記の事情等を総合的に勘案しつつ、社外取締役が過半数を占める取締役会における審議を経ており、相当であるものと考えております。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

また、上記のとおり現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役7名（うち社外取締役4名）となります。

また、本議案が承認された場合には、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本招集ご通知18頁記載のとおり、一部改定することを予定しております。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合の当社の対象取締役の報酬体系は以下のとおりです。
(構成)



(業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬がいずれも最高額の場合、各報酬の割合の概算)

6 : 3 : 1

1. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が当社取締役に対する報酬の原資と、対象子会社の取締役の報酬の原資となる金銭とを合わせて信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託が信託された金銭（以下「信託金」という。）を原資として取得した当社株式を、本信託を通じて対象取締役に当社株式および換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行うインセンティブプランです。

本制度の対象となる期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの連続する2事業年度（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に合わせて各3事業年度とし、以降同様の期間で継続する予定。以下「対象期間」という。）とし、各事業年度に役位および業績達成度に応じて一定のポイントを対象取締役に付与のうえ累積し、対象取締役が退任する際に、累積されたポイント数に基づいて対象取締役に交付等する当社株式等を算出いたします。

(詳細は下記(2)以降のとおり。)

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・対象会社の取締役 (社外取締役、対象会社の非常勤取締役および国内非居住者を除く。)
--------------------------	---

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(6)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりの上限を1億2,600万円とし、対象期間の年数を乗じた金額(うち1事業年度あたりの当社分の上限は2,100万円) ・ 当初の対象期間である2事業年度を対象とした上限金額は2億5,200万円
対象取締役に交付等が行われる 当社株式等の数の上限 (下記(6)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりに付与されるポイント数の上限を79,000ポイントとし、対象期間の年数を乗じたポイント数(うち1事業年度あたりの当社分の付与されるポイント数の上限は13,000ポイント) ・ 当初の対象期間である2事業年度を対象として付与されるポイント数の上限は、158,000ポイント ・ 1ポイントは当社普通株式1株とし、上記の1事業年度あたりに付与されるポイント数に相当する株式数の上限の発行済株式の総数(2022年3月31日時点。自己株式控除後。)に対する割合は約0.08%
当社株式の取得方法 (下記(7)のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度に伴う当社株式は、当社(自己株式処分)または株式市場から取得
③ 業績達成条件の内容 (下記(4)のとおり。)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初対象期間の指標は連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定 ・ 上記の指標は、対象期間ごとに見直しを行う
④ 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	
	<p>原則として、退任時 ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する</p>

(2) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、累積されたポイント数に応じた当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役であること(対象期間中、新たに対象取締役になった者を含む)
- ② 各対象会社のそれぞれの取締役・監査役を退任していること
- ③ 解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 本人確認書類その他信託契約および株式報酬規程に定める書類を同規程の定める日までに会社に提出していること
- ⑤ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式報酬規程に定めるもの

(3) 信託期間

ア 当初の信託期間

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、2022年8月(予定)から2024年8月(予定)までの約2年間とします。

イ 本信託の延長

信託期間の満了時において、信託契約の変更および本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することがあります。その場合、さらに中期経営計画にあわせて3年間本信託の信託期間を延長し、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で金銭を当社に追加拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で当社取締役に対する報酬の原資となる金銭を合わせて信託し、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時において信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を充足する可能性のある対象取締役が在任している場合には、それ以降、対象取締役に対するポイントの付与は行われませんが、対象取締役が退任し、対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定め、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 対象取締役に交付等が行われる当社株式等

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、対象期間内に対象取締役に対して累積されたポイント数により定まります。対象取締役には、役位および業績目標の達成度等に応じてあらかじめ定められたポイントの付与が行われ、対象取締役の退任後に、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(5) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(2)の受益者要件を充足した対象取締役は、当社および各対象子会社のそれぞれの取締役・監査役を退任した時点における累積されたポイント相当の株式数のうち一定の割合に相当する株式数の交付を受け、また、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

- (6) 本信託に拠出される信託金の予定額および1事業年度あたりの付与ポイント総数の上限
当社が、信託期間中に本信託へ拠出する信託金の金額および本信託における取得株式数の合計株数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。
- ① 本信託に拠出する信託金の上限額の合計 2億5,200万円（2年分）
ただし、上記(3)に記載の本信託の延長を行う場合は、3億7,800万円（3年分）を上限とします。
(うち当社分の上限額は4,200万円（2年分）（6,300万円(3年分)）、対象子会社分合計の上限額は2億1,000万円(2年分)（3億1,500万円(3年分)）として、各対象会社の承認決議を行うことを予定しています。(※))
(※)本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。
- ② 1事業年度あたりに付与されるポイント数の上限 79,000ポイント
(うち、1事業年度あたりに当社の取締役が付与される対象期間中の付与ポイント数の上限を13,000ポイント、対象子会社の取締役に付与される対象期間中の付与ポイント数合計の上限を66,000ポイントとして各対象会社の承認決議を行うことを予定しています。)
かかる決議がなされた場合、対象期間において、本信託が取得する当社株式の数は、かかる1事業年度あたりに対象取締役に對して付与するポイントの総数の上限に信託期間の年数である2を乗じた数に相当する株式数（158,000株）を上限とします。この上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、直近の株価水準等を参考に設定しています。
- (7) 本信託による当社株式の取得方法
本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金および取得株数の範囲内で、当社（自己株式処分）または株式市場による取得を予定しています。
- (8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使
本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により対象取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。
- (9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充当されます。信託報酬および信託費用に充当された後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、対象会社および対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (10) クローバック制度等
対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、対象取締役に對し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）ならびに交付した当社株式相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。
- (11) 信託期間満了時の取扱い
対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考) 第4号議案に係る取締役の個人別報酬等に係る決定方針

当社は第4号議案が本総会で承認された場合、以下のとおり取締役の個人別報酬等に係る決定方針を一部改定することを予定しております。

(取締役の個人別報酬等に係る決定方針)

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めることならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、(Ⅰ)基本報酬(固定報酬)、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的・独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬(固定報酬)のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の計3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は取締役会に対して、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

(2) 基本報酬(固定報酬)の個人別の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬(固定報酬)は、各取締役の役位・職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役員ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会において決定することとする。

(3) 業績連動型金銭報酬ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型金銭報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高・連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定する。

業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度や中長期の企業価値向上に連動する報酬として、退任時に株式を支給するものとし、その内容は業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30%に設定する。

業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70%に設定する。指標として連結売上高・連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき0%~100%の範囲内にて算定する。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に際しては、報酬委員会において検討のうえ取締役会に答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って決定することとする。

(4) 基本報酬(固定報酬)の額、業績連動型金銭報酬の額または業績連動型株式報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、(Ⅰ)基本報酬(固定報酬)、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬の割合を、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬がいずれも

最高額の場合、概ね6対3対1と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定ならびに、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等を決定することとする。

以 上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

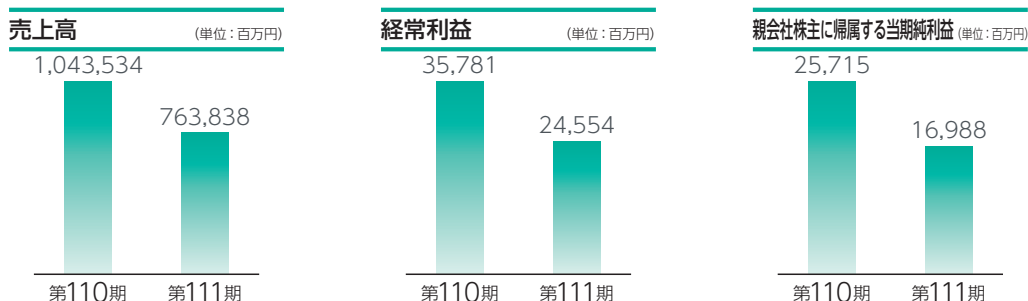
(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残るなか、ワクチン接種の促進や各種政策の効果もあり総じて持ち直しの動きが続いている一方で、感染力の強い新たな変異株の発生や世界的な半導体不足等の長期化に対する懸念、原材料やエネルギーコストの高騰もあり景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、IT業界では企業・官公庁でのクラウド環境の構築やサービス利用の切り替えが進みましたが、世界的な半導体不足によるIT機器全般での納期遅延や文教分野における前期の集中的な需要の反動が見られました。また、繊維業界ではレーヨンが堅調に推移しましたが、全体的に厳しい市場環境が継続し、原燃料高の影響も受けました。産業機械業界でも原材料高騰の懸念は継続しているものの受注環境は中国市場を中心に回復傾向にありました。

このような環境において、当社グループは中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当期の連結業績につきましては、売上高は7,638億3千8百万円、営業利益は240億5千9百万円（前年同期比31.3%減）、経常利益は245億5千4百万円（前年同期比31.4%減）となりました。これに特別利益として固定資産の売却益6千2百万円、投資有価証券の売却益4億1千4百万円、その他5千万円、特別損失として固定資産の除売却損1億4千1百万円、減損損失2百万円、その他2千万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は169億8千8百万円（前年同期比33.9%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は648億6千7百万円減少しております。また、前連結会計年度において当該会計基準等を適用したと仮定して算定した売上高の前年同期比は21.6%減となります。

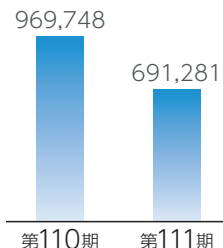


事業別の状況は次のとおりであります。

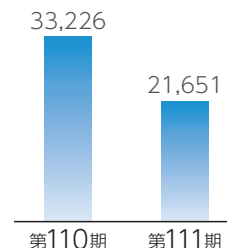
ITインフラ流通事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



コーポレート向け市場では、全国の営業拠点において、感染予防に配慮しながら、対面とテレワークを柔軟に組み合わせた地域密着営業を推し進め、PC、タブレット、スマートフォン等の端末製品の仕入と販売の強化とコロナ禍の課題解決に向けたIT需要の獲得に注力しました。企業・官公庁向けでは、クラウド環境の構築やサービス利用の切り替えが進み、iKAZUCHI（雷）を通じたサブスクリプション製品の契約は増加しました。また、世界的な半導体不足によってIT機器全般で納期遅延が発生しましたが、戦略的な在庫確保および切り替え提案の強化等により、PCやモニタの販売実績は前期を上回りました。一方、文教向けでは、前期に集中的な需要の高まりを見せた「GIGAスクール構想」の反動によって、PCやタブレットの出荷台数が前期を下回る結果となりました。コンシューマ向け市場では、テレワーク需要が活発化した前期と比べて、PCや周辺機器の販売は減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は6,912億8千1百万円、営業利益は216億5千1百万円（前年同期比34.8%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は648億6千7百万円減少しております。また、前連結会計年度において当該会計基準等を適用したと仮定して算定した売上高の前年同期比は23.2%減となります。

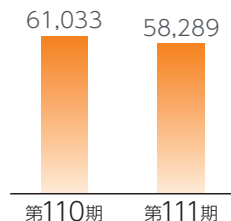
繊維事業



合織・レーヨン部門では、産業用途向けの合織綿および環境・安全への意識の高まりを背景に米国向け防災・難燃レーヨン綿は好調に推移しましたが、除菌用・コスメ用合織不織布が減少しました。産業資材部門では、カートリッジフィルターやゴムスポンジは堅調に推移しましたが、建築シートや合織帆布等の重布関連は回復が遅れました。衣料製品部門では、米国向け衣料品は同国の景気回復の恩恵もあり受注が増加したものの、国内では店舗休業の影響等により低迷しました。利益面におきましては、事業全般で原燃料価格の高騰が著しく苦戦を強いられました。

以上の結果、当事業の売上高は、582億8千9百万円（前年同期比4.5%減）、営業利益は16億1千7百万円（前年同期比19.7%増）となりました。

売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



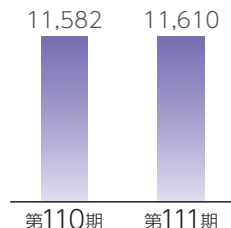
産業機械事業



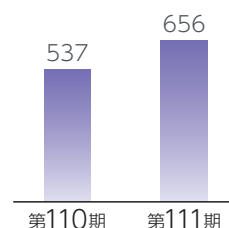
工作機械部門では、中国市場向けは風力発電等の幅広い業種における設備投資意欲が旺盛で、国内市場においても受注は回復基調にありました。利益面では資材価格高騰の影響を受けたものの、サービス部門の強化により、利益の確保に努めました。自動機械部門では、部品交換や改造工事等のサービス売上の強化により、実績は前期より改善し、堅調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は116億1千万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は6億5千6百万円（前年同期比22.0%増）となりました。

売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



(2) **設備投資の状況**

当期の設備投資は、繊維事業における構造改革に向けた生産拠点再編を中心に、投資金額は21億8千7百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) **資金調達の状況**

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は130億円で、当期末の実行残高はありません。

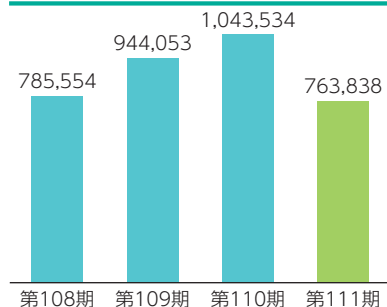
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第108期 (2019年3月期)	第109期 (2020年3月期)	第110期 (2021年3月期)	第111期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	785,554	944,053	1,043,534	763,838
経常利益(百万円)	22,840	33,195	35,781	24,554
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	16,775	21,178	25,715	16,988
1株当たり当期純利益	174円47銭	220円27銭	267円47銭	178円14銭
総資産(百万円)	335,888	328,813	383,757	356,203
純資産(百万円)	87,191	104,741	129,322	136,173
1株当たり純資産額	898円51銭	1,080円11銭	1,334円35銭	1,422円20銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。
2. 当社は、2021年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、第108期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は64,867百万円減少しております。

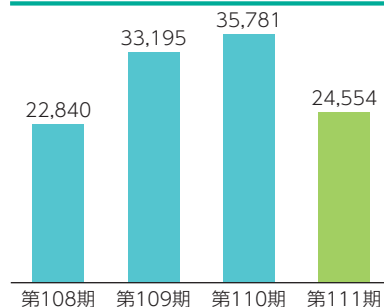
売上高

(単位:百万円)



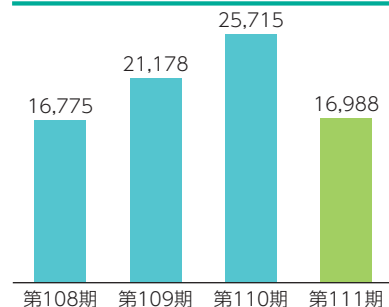
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、ロシアのウクライナ侵攻等の世界情勢を背景とした原材料、エネルギーコストの高騰等による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。

こうしたなか、当社グループは「将来にわたる発展を見据えた転換期」と位置づける中期経営計画の2年目を迎えますが、持続的な企業価値向上につなげるよう取組んでまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、引き続き、IT市場に欠かすことのできないPC、タブレット、スマートフォン等のエンドポイントのビジネスにこだわり、市場シェアを意識した営業活動を行います。半導体不足の影響は今後も継続する見通しですが、戦略的な在庫運用を行うことにより、市場優位性を確保してまいります。また、既存システムのパブリッククラウドへのシフトが徐々に進展するなか、技術支援体制の強化や新しいサービスの開発に取組み、顧客のITインフラ基盤からエンドユーザーの利用端末に至るまで、複合的に提案できる体制を構築し、パートナーと共にインフラビジネスをはじめとした成長市場における需要獲得に注力いたします。

繊維事業においては、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営やSDGs（持続可能な開発目標）を事業運営の基本におき、環境配慮型製品の提供ならびに安心・安全な社会の実現を目指した事業展開を進めてまいります。合織・レーヨン部門では、環境対応を意識した商品開発をベースに、用途開発と新規販売チャネルの拡大を急ぎます。産業資材部門では、底堅い需要のあるカートリッジフィルターにおいて、さらに高付加価値商品の開発を加速させ、需要の拡大に努めてまいります。衣料製品部門では、生産拠点の一層の効率化を図るとともに、サステナブル素材をテーマとして新規顧客の開拓、用途展開を進めて、収益性の向上に注力してまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門では、世界的に脱炭素社会に向けた取組みが広がるなか、エネルギー効率が改善される製品を顧客に提案をするとともに、エネルギー業界には風力発電向けの需要に沿った製品開発と高効率ガスタービンの生産需要に向けた販売促進に取組んでまいります。自動機械部門では、省人化と脱プラスチックによる、顧客のESGへの取組みを後押しする提案を行ってまいります。また、工作機械、自動機械の両部門において、アフターサービスの充実を図るため、体制整備に取組み、収益の拡大に注力してまいります。

当社グループは地球温暖化・気候変動を重要な経営課題の一つとして認識し、脱炭素社会の実現に向けてグループ全体のCO₂削減目標を策定しました。また、TCFD提言への賛同表明およびTCFDコンソーシアムへの加盟により、提言に基づく情報開示を推し進め、地球環境への負荷を低減し、持続的な発展に貢献すべく事業活動を推進してまいります。

また、当社はコーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しております。当社グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実と、より最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、サステナビリティへの取組みの充実など、なお一層の自己変革に取組み、企業の社会的責任を果たしてまいりたい所存です。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大和紡績株式会社	3,545	100.0	繊維製品・産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ディーアイエスサービス &ソリューション株式会社	50	100.0	システムおよびIT機器の導入、 運用、障害復旧支援、倉庫業
カンボウプラス株式会社	1,020	100.0	綿・化繊織布等の染色、樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダイワボウアドバンス株式会社	80	100.0	衣料品の販売
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USドル	90.9	衣料品の製造、販売
大和紡工業（蘇州）有限公司	(出資金) 8,500千USドル	100.0	衣料品の製造、販売
ダイワボウ・ガーメント・インドネシア	2,350千USドル	85.1	衣料品の縫製
ダイワボウ・インダストリアル・ ファブリックス・インドネシア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社の議決権比率は、ダイワボウ情報システム株式会社の所有に係る間接保有であります。
 3. カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、ダイワボウ・ガーメント・インドネシア、ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア、ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
 4. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
 5. 大和紡工業（蘇州）有限公司は、2021年6月28日付で蘇州大和針織服装有限公司の株式を取得しております。蘇州大和針織服装有限公司の議決権比率は、当社保有割合および大和紡工業（蘇州）有限公司の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。
 6. 大和紡工業（蘇州）有限公司の議決権比率は、当社保有割合およびダイワボウアドバンス株式会社の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	42,736百万円	114,182百万円
大和紡績株式会社	大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号	26,101百万円	

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
繊維事業	化合繊綿、不織布製品、産業資材関連製品、ゴム製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
産業機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
その他事業	保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市

② 子会社

名称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本社	大阪市	
	東京支社	東京都品川区	
	支店・営業所	全国93拠点	
大和紡績株式会社	本社	大阪市	
	東京本社	東京都中央区	
	播磨工場	兵庫県加古郡	合繊綿
	美川工場	石川県白山市	不織布

名 称	事業所名	所在地	主要製品
大和紡績株式会社	合織事業本部 益田工場	島根県益田市	不織布
	出雲工場	島根県出雲市	産業用資材
	明石工場	兵庫県明石市	工業用スポンジ
	益田工場	島根県益田市	自転車用タイヤ
株式会社オーエム製作所	本社	大阪市	
	東京支店	東京都台東区	
	長岡工場	新潟県長岡市	工作機械
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	本社	大阪市	
	東京大井町事業所	東京都品川区	
	関東吉見事業所	埼玉県比企郡	
	関西神戸事業所	兵庫県神戸市	
カンボウプラス株式会社	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	
	福井工場	福井県鯖江市	樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	本社	大阪市	
	益田工場	島根県益田市	レーヨン綿
ダイワボウアドバンス株式会社	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	
株式会社オーエム機械	本社	東京都台東区	
	大阪支店	大阪市	
	穴道工場	島根県松江市	自動機械
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中国	衣料品
大和紡工業（蘇州）有限公司	本社・工場	中国	衣料品
ダイワボウ・ガーメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
5,671名	12名減

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,246
株式会社山陰合同銀行	2,370
農林中央金庫	2,250
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,930
株式会社常陽銀行	1,472

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 96,356,460株
- (3) 株主数 10,856名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,036	14.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,670	4.91
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	3,489	3.67
ダイワボウ従業員持株会	3,335	3.51
株式会社三菱UFJ銀行	3,080	3.24
3 D O P P O R T U N I T Y M A S T E R F U N D	2,900	3.05
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	2,610	2.75
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	2,154	2.27
第一生命保険株式会社	2,000	2.10
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	1,849	1.94

(注) 持株比率は、自己株式(1,253,110株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	西 村 幸 浩	ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
常 務 取 締 役	辰 巳 敏 博	経営戦略担当 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
取 締 役	安 田 充 成	経営管理担当
取 締 役	土 肥 謙 一	
取 締 役	中 村 一 幸	
取 締 役	吉 丸 由 紀 子	積水ハウス(株) 社外取締役 三井化学(株) 社外取締役
取 締 役	藤 木 貴 子	グーグル(同) 執行役員
常 勤 監 査 役	小 野 正 也	
監 査 役	藤 木 久	弁護士 佐川急便(株) 社外監査役
監 査 役	植 田 益 司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤木久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
5. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の主要な子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	192 (29)	142 (29)	50 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	36 (12)	36 (12)	- (-)	4 (2)
合計	229 (41)	179 (41)	50 (-)	12 (6)

(注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名ならびに監査役1名を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まれておりません。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動型報酬は、指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合い等を定め、前年度の業績に基づき算出された額を、金銭による報酬として毎年一定の時期に支給することとしております。

業績連動型報酬額の算定方法につき、指標として連結業績を用いる理由は、当社は純粋持株会社であり、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

業績連動型報酬額の算定方法は、役位毎に定められた基準額につき、前年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定しております。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、基本報酬（固定報酬）については年額2億3,700万円以内（うち社外取締役分は年額3,600万円以内）、業績連動型報酬については年額9,100万円以内（社外取締役を除く）とすることで、2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の報酬額は、年額5,760万円以内とすることで2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）につき2021年12月23日開催の取締役会において一部改定する決議をいたしました。

B. 決定方針の内容の概要

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めること

ならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、基本報酬（固定報酬）と業績連動型報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は取締役会に対して、業績連動型報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

- (2) 基本報酬(固定報酬)の個人別の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬（固定報酬）は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会において決定することとする。

- (3) 業績連動型報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型報酬は、金銭による報酬として毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定する。

業績連動型報酬の額等の決定に際しては、報酬委員会において検討のうえ取締役会に答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申内容に従って決定することとする。

- (4) 基本報酬(固定報酬)の額または業績連動型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬（固定報酬）と業績連動型報酬の割合を概ね3対1と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定および業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額を決定することとする。

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案について、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長 西村幸浩氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定および業績連動型報酬の評価に関する原案策定となり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額を決定することとしております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 吉丸 由紀子氏は、積水ハウス㈱、三井化学㈱の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 藤木 貴子氏は、グーグル(同)の執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 藤木 久氏は、佐川急便㈱の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	土 肥 謙 一	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に繊維業界の会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 17回/17回 (100%)
	中 村 一 幸	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 17回/17回 (100%)

	氏名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	吉丸由紀子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 13回/13回 (100%)
	藤木貴子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界において世界的に大きな地位を占める企業において培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 13回/13回 (100%)
	氏名	主な活動状況	出席状況
社外監査役	藤木久	弁護士であり法律の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、公正・中立な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 17回/17回 (100%) 監査役会 14回/14回 (100%)
	植田益司	公認会計士・税理士であり財務・会計の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 17回/17回 (100%) 監査役会 14回/14回 (100%)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
- ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイヤボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。
- ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
- ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にすることにより、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
- ② 当社グループは、中期経営計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、グループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
- ② グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命

し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
 - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載や教育等を通じて、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を3か月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。

- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様からの自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様からの判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営計画

当社は2021年4月1日から中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）をスタートさせました。本計画の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値向上に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様からの検討時間の確保に

努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年6月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりますが、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

(4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

上記(2)および(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	304,134	流 動 負 債	191,564
現金及び預金	46,963	支払手形及び買掛金	161,859
受取手形及び売掛金	202,408	短期借入金	12,589
商品及び製品	38,478	未払法人税等	727
仕掛品	3,053	賞与引当金	2,476
原材料及び貯蔵品	2,059	役員賞与引当金	185
その他	11,467	製品保証引当金	138
貸倒引当金	△297	その他	13,587
固 定 資 産	52,068	固 定 負 債	28,465
有 形 固 定 資 産	38,272	長期借入金	14,895
建物及び構築物	8,688	繰延税金負債	2,691
機械装置及び運搬具	9,756	退職給付に係る負債	6,677
土地	18,385	預り保証金	2,898
その他	1,441	その他	1,302
無 形 固 定 資 産	2,462	負 債 合 計	220,030
その他	2,462	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,333	株 主 資 本	133,564
投資有価証券	6,314	資 本 金	21,696
退職給付に係る資産	496	資 本 剰 余 金	7,937
破産更生債権等	126	利 益 剰 余 金	106,053
繰延税金資産	2,048	自 己 株 式	△2,123
その他	2,473	その他の包括利益累計額	1,691
貸倒引当金	△126	その他有価証券評価差額金	1,499
資 産 合 計	356,203	繰延ヘッジ損益	325
		為替換算調整勘定	△748
		退職給付に係る調整累計額	615
		非 支 配 株 主 持 分	917
		純 資 産 合 計	136,173
		負 債 、 純 資 産 合 計	356,203

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

		百万円	
売上	763,838		
売上総利益	699,697		
営業外費用	64,141		
営業外費用	40,081		
営業外費用	24,059		
営業外費用		26	
営業外費用		170	
営業外費用		667	
営業外費用		126	
営業外費用		22	
営業外費用		177	1,190
営業外費用		164	
営業外費用		101	
営業外費用		80	
営業外費用		349	695
経常利益	24,554		
経常利益		62	
経常利益		414	
経常利益		50	527
特別損失		141	
特別損失		2	
特別損失		20	163
税金等調整前当期純利益	24,917		
法人税、住民税及び事業税		6,714	
法人税等調整額		1,201	7,915
当期純利益	17,001		
非支配株主に帰属する当期純利益	13		
親会社株主に帰属する当期純利益	16,988		

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	25,370	流動負債	26,122
現金及び預金	21,098	短期借入金	25,465
前払費用	5	未払金	450
未収入金	4,213	未払費用	13
その他	53	未払法人税等	69
		未払消費税等	47
		前受金	4
		預り金	9
		賞与引当金	34
		役員賞与引当金	28
固定資産	88,812	固定負債	11,045
有形固定資産	121	長期借入金	10,755
建物	8	繰延税金負債	9
車両運搬具	11	退職給付引当金	242
工具器具及び備品	101	その他	38
無形固定資産	40	負債合計	37,168
ソフトウェア	15	純資産の部	
電話加入権	25	株主資本	76,557
投資その他の資産	88,650	資本剰余金	21,696
投資有価証券	1,893	資本準備金	8,591
関係会社株式	83,531	その他資本剰余金	0
出資金	3	利益剰余金	48,392
関係会社出資金	427	利益準備金	274
長期貸付金	2,774	その他利益剰余金	48,118
その他	19	繰越利益剰余金	48,118
		自己株式	△2,123
資産合計	114,182	評価・換算差額等	456
		その他有価証券評価差額金	456
		純資産合計	77,013
		負債、純資産合計	114,182

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

		百万円												
営	業	収	益	15,781										
営	業	費	用	1,106										
営	業	利	益	14,675										
営	業	外	収											
	受	取	息	及	び	配	当	金	92					
	そ		の					他	11					
営	業	外	費	用										
	支	払	利	息					92					
	そ		の					他	97					
経	常	利	益						14,588					
特	別	利	益											
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	45				
税	引	前	当	期	純	利	益		14,633					
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	437	
	法	人	税	等	調	整	額		△4,151					△3,714
当	期	純	利	益					18,348					

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小野 正也 ㊞

社外監査役 藤木 久 ㊞

社外監査役 植田 益司 ㊞

以上

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

(× ㄷ)

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内略図



会場

オービック御堂筋ビル 2階 オービックホール
大阪市中央区平野町4丁目2番3号

最寄駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅：徒歩約3分
大阪メトロ御堂筋線・中央線「本町」駅：徒歩約4分
京阪電車 京阪本線「淀屋橋」駅：徒歩約7分

